# 令和6年度 食物アレルギー対応マニュアル

今治市立大西小学校

#### I 食物アレルギー児童生徒への対応状況把握の仕方

- ① 保護者に学校生活管理指導表またはそれに準ずるものの提出依頼をする。
- ② 保護者との面談をする。
- ③ アレルギー対応委員会を開く。
- ④ アレルギー対応委員会で決定したことを、保護者、全教職員に周知する。

#### Ⅱ マニュアル

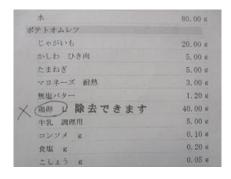
### 1 献立作成

1 か月分の<u>献立材料表を保護者に確認・了承</u>を得る。 ※保護者、学校、調理場で、献立材料表を保管。

# 2 調理(調理場)

献立材料表を確認し、アレルギー原因食品を把握し、

調理する。(指差し確認、ダブルチェック)



献立材料表

### 3 配膳

①除去食がある場合、<u>給食運搬員が配膳室で、献立材料表と除</u>

去食容器の食札を確認する。(指差し確認)

- ②対応児童の給食を最初に配膳する。
- ③学級担任が対応児童とともに除去食の確認をし、対応児童の 机上に置く。(指差し確認)
- ④学級担任が蓋を外し、お椀に移し替える。→「いただきます。」

# 4 給食中

- ①対応児童が体調不良などを起こしていないか十分に留意する。
- ②アレルギー原因食物が入っているものは、お代わりをしない。



除去食容器と食札

# 5 片付け

対応児童がアレルギー原因食物に接触しないように給食を片付ける。

# Ⅲ 緊急時の対応

- 1 アレルギー症状が見られた時
  - (1) 対応児童が食物アレルギーを発症した際は、持参している薬を飲ませるとともに、保護者に連絡する。
  - (2) 重篤化した場合は、救急車を要請し、救急車で保護者から指定された病院へ運ぶ。保護者に連絡する。

# 2 報告について

救急車を要請するなど、命に関わる場合は、市教委に直ちに電話連絡を入れる。

※ 対応の詳細は、危機管理マニュアルによる。

#### Ⅳ その他

# 1 全教職員による共通理解

年度始め及び変更時に、食物アレルギーに関する基礎知識と対応生徒の実態、緊急時の対応方法などについて、共通理解する。

#### 2 献立に変更があった場合など

学校、学級担任、家庭に連絡をし、共通理解を図る。

### 《参考文献》

学校給食による食物アレルギー対応指針(平成27年3月文部科学省発行)